

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5 ハウス上野の山 206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/>

令和2(2020)年度 各保険料率の動向

事務所ニュース3月号で令和2(2020)年度の健康保険及び介護保険の保険料率についてお伝えしていますが、**雇用保険の保険料率は昨年同様、据え置き**となっています。

各保険料率の動向を以下にまとめましたので、再度ご確認ください。

●雇用保険料 ※昨年度と変わらず

	労働者	事業主	合計
一般の事業	0.3%	0.6%	0.9%
農林水産他	0.4%	0.7%	1.1%
建設業	0.4%	0.8%	1.2%

●健康保険料 ※3月分(4月納付分)から

— 協会けんぽ 保険料率(労使トータル) —

埼玉	9.81%(引き上げ)
千葉	9.75%(引き下げ)
東京	9.87%(引き下げ)
神奈川	9.93%(引き上げ)

●介護保険料 ※3月分(4月納付分)から

— 協会けんぽ 保険料率(労使トータル) —

全国一律 **1.79% (40歳-64歳)**

なお、健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なりますので、それぞれの健康保険組合にご確認下さい。

4月1日から高年齢労働者も雇用保険料の納付が必要になります

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

現在、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

※ 高年齢労働者: 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている労働者。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者についても他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。4月からの給与計算では、他の社員同様に雇用保険料の徴収を忘れないように、併せて、65歳以上の社員で被保険者資格の取得の手続きが漏れていないかを再確認しましょう。

また、労働保険料年度更新手続きの際、令和2年度概算保険料から、64歳以上の方の雇用保険料の徴収が始まりますので、64歳以上の雇用保険被保険者分の賃金も含めた金額になっているかについても確認が必要です。

●東京労働局「労働保険高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置終了のお知らせ」

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/00601081.pdf>

雇用主に損害賠償負担請求可能

仕事中に交通事故を起こし、被害者側に賠償金を支払った従業員が、賠償金の負担を雇用主に請求できるかどうかを争われた訴訟において、令和2(2020)年2月28日最高裁第2小法廷(草野耕一裁判長)は「**請求できる**」の初判断を示しました。

民法715条は被用者(従業員)が仕事で第三者に損害を与えた場合、被用者に加えて使用者(雇用主)も賠償責任を負う「**使用者責任**」を定めています。

この場合、雇用主は第三者に支払った賠償金の負担を従業員に請求できる権利があります(求償権)。それに対して、従業員が支払った賠償金の負担を雇用主に求める逆のケース(逆求償権)については明確なルールはありませんでした。

今回の裁判事例の詳細は、福山通運のトラック運転手(女性)が業務中に死亡事故を起こし、被害者遺族から損害賠償を求められ被害者遺族に約1500万円を賠償しました。

トラック運転手(女性)は事故後に退職し、福山通運に賠償金の負担を求める裁判を起こし、一審大阪地裁は逆求償権を認めましたが、二審大阪高裁は逆求償権を認めず、今回の最高裁により逆求償権を認められるようになりました。

福山通運は損害保険に加入せずに自己資金で賠償する制度を採用していましたが、三浦守裁判官は補足意見で「**運送事業者は許可を受ける際、全ての車で保険に加入するなどして十分な損害賠償能力を持つことが求められる**」と指摘しています。

最高裁の判断(労使間の責任分担のあり方)

雇用主は従業員に対しても損害を負担する場合がある
従業員は雇用主に賠償金の負担を求めることが出来る

令和 2(2020)年度年金額0.2%値上げ

総務省から、令和 2(2020)年1月 24 日に発表された「2019 年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比「物価変動率」は、0.5%プラスとなりました。さらに「名目手取り賃金変動率」は 0.3%プラスとなりました。物価変動率が名目手取り賃金変動率より高い場合は法律の規定に基づき名目手取り賃金変動率を用います。さらに、マクロ経済スライドによるスライド調整率は▲0.1%です。

そのため、2020 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率 0.3%の為、マクロ経済スライド調整率の▲0.1%を引くので(計算式 $0.3\% - 0.1\% = 0.2\%$)になり 0.2%値上げされます。

つまり、2020 年 4 月分から年金額は 0.2%増額され、4 月分と、5 月分が 6 月 15 日(月)に支払われます。

●2020 年度の年金額

	月額年金額	年金額
国民年金-老齢基礎年金 1 人分	65,141 円 (+133 円)	781,700 円
厚生年金(夫婦 2 人の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,724 円 (+458 円)	2,648,713 円

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬 43.9 万円)で 40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の給付水準です。

※マクロ経済スライド調整率(▲0.1%)=

公的年金被保険者数の変動率(2016年～2018年度の平均←0.2%)×平均余命の伸び率(定率←▲0.3%)
{マクロ経済スライドなど用語の内容が非常に分かりづらいので詳細は当事務所に問合わせ下さい}

※在職老齢年金の60歳台前半の支給停止調整額は28万円(法案成立したら2022年度から47万円)で、60歳台後半の支給停止調整額47万円に変更ありません。